

報告日：2022/3/9

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人日本女子大学
法人代表者	理事長 今市涼子
担当部署	総合企画部 学園企画室
お問合せ先	03-5981-3100

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	未遵守	1-1	③「遵守不十分」
II. 公共性の確保	未遵守	2-1	③「遵守不十分」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	未遵守	3-1	③「遵守不十分」
		3-2	③「遵守不十分」
		3-3	③「遵守不十分」
IV. 継続性の確保	未遵守	4-1	③「遵守不十分」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ・事務局：遵守状況の点検
- ・理事会：遵守状況の確認（2月15日開催理事会）
- ・常任理事会：理事会報告（2月16日開催常任理事会）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学の中・長期計画は理事会において最終決定している。財政については「財政計画2030」として2021年度に策定している。中長期計画にかかる一部遵守できていない実施項目については、2023年度に定める2024年度からの新しい次期中長期計画に反映させて遵守できるように進める。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針、達成目標、行動指針はウェブサイトで周知している。リカレント教育の諸施策についても明確化している。中長期計画や事業計画の重点事業を軸に、選択と集中による経営資源配分の基本方針案を2022年度に作成する。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事は理事会、評議員会において積極的に意見を陳述できるようになっている。また、監事は経営に関する重要な会議に出席し積極的に意見を陳述することもできる。監事監査基準（監事監査規程）、監事監査計画、監事監督ガイドラインについては、2022年度設置が決定している内部監査室において2022年度中に対応する。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	学校法人の財務状況について、財務担当理事をおき会計監査人との間で適切に情報を共有している。内部監査に関する諸規定、内部監査基準については、すでに内部監査室を新たに設置することを決定しており、2022年度中に対応する。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	財務諸表等は適切に公開している。また認証評価結果についても適切に公開している。 2022年度中に、情報公開基準をに策定し、公開した情報に関する外部からの意見を反映できる体制を整備する。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付し十分な説明や資料を提供している。 2022年度中に、政策を策定、管理する責任者が政策の施行状況を確認できる仕組みを構築する。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営の体制を整備している。また緊急時の対応マニュアルは既に整備しているが、2022年度中に再整備する。

2. 追加事項

--

